

クリエイティブ産業育成事業

「おおいたデザイン・エイド 2022」に係る企画・運営業務委託実施要領

1. 目的

経済のグローバル化や個人の価値観の多様化・高度化が進み、市場競争が激化する昨今においては、中小企業が持続可能な成長を遂げるために、様々な分野で従来の枠にとらわれない新しい価値を創造し、より付加価値の高い商品・サービスを開発することが求められており、2022年3月に策定した「第3次大分市商工業振興計画」において、成長産業の1つとして「クリエイティブ産業」の育成を図ることとしている。その取組として、クリエイティブ産業育成事業「おおいたデザイン・エイド 2022」を実施し、クリエイターや企業、学生などに学びと実践の場を提供することによって、「クリエイティブ産業の裾野の拡大」、「市内クリエイターの育成」、「クリエイターの発想や技術を活用した中小企業等の販路拡大」を図ることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

クリエイティブ産業育成事業「おおいたデザイン・エイド 2022」に係る企画・運営業務委託(以下「本委託業務」という。)

(2) 委託業務内容

別紙「クリエイティブ産業育成事業「おおいたデザイン・エイド 2022」に係る企画・運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 委託契約上限額

17,899,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※「経営とブランディング講座」にかかる経費として①～④を含む

①企画費等 6,380,000円

②事前説明会・全6回の講座に係る講師旅費(事前説明会と第6回は3名、第1～5回は1名予定)

③講座受講料(受講生人数×55,000円)

④大日本市出展料 1,100,000円

3. 委託業者選定の方法

クリエイティブ産業やデザイン業界等に関する豊富な専門知識だけでなく、企業とクリエイター等のマッチングやイベントの企画・運営に係るノウハウや実績等を有するものの中から、公募型プロポーザル(企画提案)方式により、専門性、企画力及び実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した委託業者を選定するものとする。

4. 担当部局

大分市商工労働観光部 商工労政課 商工業企画担当班(担当者:吉廣、新開)

住所	〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号
電話	097-585-6011(直通)
FAX	097-533-9077
E-mail	kougyou@city.oita.oita.jp

5. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定する者に該当しないこと。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱(昭和56年大分市告示第258号)による「入札参加資格者登録名簿」に登録されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 21 年大分市告示第 553 号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 24 年大分市告示第 377 号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 企画提案書提出日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

6. 本実施要領の内容等についての質問及び回答

本業務に関し、質問がある場合は、下記により「質問書」(様式第 1 号)を提出すること。

- (1) 提出先:「4 担当部局」と同じ
- (2) 提出期限:令和 4 年 4 月 8 日(金)まで
- (3) 提出方法:電子メールにて提出すること。郵送、口頭での質問の受付は行わない。

送信時、件名に「クリエイティブ産業育成事業「おおいたデザイン・エイド 2022」に係る企画・運營業務委託質問」を付けること。送信後、商工労政課まで送信した旨の電話をすること。質問は、実施要領及び仕様書の内容のほか、参加申込書、企画提案書等の記載方法等に関するものに限る。

- (4) 回答方法:令和 4 年 4 月 14 日(木)までに、質問者あて電子メールにて回答する。

7. 参加申込

(1) 提出書類

- ①「参加申込書」(様式第2号)
- ②「会社概要」(任意様式)※会社のパンフレット等があれば併せて提出
- ③「業務実績」(任意様式)
- ④「誓約書」(様式第3号)
- ⑤「暴力団排除に関する誓約書」(様式第4号)
- ⑥「国税、地方税の滞納がないことの証明書」の写し

(2) 提出期限

令和4年4月18日(月)正午まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送(簡易書留郵便に限る)による。

(4) 提出部数等

- ①「参加申込書」については、1部提出すること。
- ②「会社概要」、「業務実績」については、提出部数は1部とし、用紙の大きさはA4判(縦)とする。
- ③「誓約書」、「暴力団排除に関する誓約書」、「国税、地方税の滞納がないことの証明書」の写しについては、1部提出すること。

(5) 提出先

「4 担当部局」と同じ

(6) 参加資格確認結果の連絡

参加申込者の参加資格を確認し、結果を全申込者に連絡通知する。併せて、参加資格を有する者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

8. 参加の辞退

参加申込をした後、参加を辞退するときは、「参加辞退届」(様式第5号)を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

(1) 「企画提案書」(任意様式)

別紙仕様書を参考に、次に掲げる事項に沿って、「1.経営とブランディング講座」、「2.フォローアップ相談会、大日本市への出展」及び「3.コンテスト」の企画・運営について、両者の関連性、相乗効果を踏まえた、実効性のある提案を行うこと。

- ① 業務実施体制等(責任者(プロフィール、活動実績等を記載)、担当者、要員など)
- ② 業務実施に係る企画・運営方法等

ア. 「1.経営とブランディング講座」、「2.コンテスト」の関連性、相乗効果に関する事項

- A. 全体のコンセプト、考え方
- B. 全体のスケジュール
- C. チラシ・ポスターのイメージ、配布方法等
- D. Webサイトのイメージ、発信方法等
- E. 業務開始～終了後の情報発信方法、考え方

イ. 「1.経営とブランディング講座」、「2.フォローアップ相談会、大日本市への出展」に関する事項

- A. 運営方法(開催場所、会場デザインのイメージ案含む)
- B. 全体調整(参加者および講師連絡等)

ウ. 「3.コンテスト」に関する事項

- A. 全体企画、開催内容、運営方法
- B. 審査員の案(3名程度)、選定方法
- C. 商品パッケージ等に関する課題提出企業及び、課題解決アイデアの募集方法
- D. 最終審査、表彰式の開催場所、会場イメージ
- E. 大規模見本市への出展等、デザインを採用した商品の販路拡大支援

(2) 「会社概要」(任意様式) ※「7 参加申込」時の提出書類と同じもの

(3) 「業務実績」(任意様式) ※「7 参加申込」時の提出書類と同じもの

(4) 「見積書及び見積明細書」(任意様式)

(5) 提出期限

令和4年5月6日(金) 17時15分まで(必着)

(6) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便により、令和4年5月6日必着)による。

(7) 提出部数

- ① 提出の鑑として、「企画提案書(鑑)」(様式第6号)を1部提出すること。
- ② 「企画提案書」の提出部数は10部とし、A4判とする。

資料の性質上、A3判を利用した方が分かり易い場合は、A3判の利用は可。

文字サイズは基本11ポイント以上とする。

- ③ 「会社概要」、「業務実績」の提出部数は10部とし、用紙の大きさはA4判(縦)とする。

- ④「見積書及び見積明細書」については、1部提出すること。

10. 受託候補者の選定

(1) 選定方針

受託候補者の選定にあたっては、下記審査基準に基づき、厳正かつ公平に選定を行う。なお、審査過程については、非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けないものとする。

(2) 審査・選定方法

- ① 審査員が「企画提案書」、「業務実績」、「見積書及び見積明細書」及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を(3)に示す審査基準により審査し、受託候補者を選定する。
- ② 評価点が最高得点を得た者を受託候補者として選定し、第2位得点者を次点の受託候補者として決定する。最高得点を得た受託候補者と契約締結交渉を行うものとし、当該受託候補者が契約に応じない場合または失格に該当する場合には次点の受託候補者と交渉する。
- ③ 評価点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により選定する。
- ④ 企画提案者が1社であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該企画提案者を受託候補者として選定する。

(3) 審査基準

評価内容と配点は以下のとおり。

	評価内容	配点
1	業務遂行能力・実績	10点
2	実施体制・人員配置、スケジュール	10点
3	「1.経営とブランディング講座」、「2.フォローアップ相談会、大日本市への出展」及び「3.コンテスト」の相乗効果を踏まえた全体企画案	20点
4	コンテストの審査員の選定方法、候補者案、考え方	15点
5	課題提出企業、クリエイターの募集方法、サポート内容、考え方	15点
6	事業全体の広報に関するアイデア	15点
7	チラシ・ポスター・Webサイト等のデザインイメージ、考え方	10点
8	価格(見積価格)	5点
	合 計	100点

(4) 選定結果の通知

選定結果は、選定作業が終了次第、企画提案者全員に、令和4年5月中旬に電話連絡を行い、後日、書面にて通知を行う。

11. 契約内容の調整

受託候補者と市との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

12. 契約の締結

委託業務に係る仕様の確定後、改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結するものとする。

13. 受託候補者選定及び契約締結に係るスケジュール(予定)

	項 目	期 間 等
1	公募開始	令和4年4月4日(月)
2	質問書の提出期限	令和4年4月8日(金)
3	質問書に対する回答	令和4年4月14日(木)
4	参加申込書の提出期限	令和4年4月18日(月)正午まで
5	参加資格確認結果の通知	令和4年4月22日(金)
6	提案書の提出期限	令和4年5月6日(金)17時15分まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和4年5月13日(金)
8	選定結果の通知・公表	令和4年5月中旬
9	契約内容の調整	令和4年5月中旬～下旬

14. 無効、失格等

(1) 「企画提案書」が以下のいずれかに該当する場合、その提案は無効とする。

- ① 本実施要領に示された提出先、提出期限、提出方法、作成様式などの条件に適合しない場合
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ③ 虚偽の内容が記載されている場合

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 審査の公平性を害する行為があった場合
- ② その他社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認める場合

15. その他

(1) 「企画提案書」は、1社につき1案とする。

(2) 「企画提案書」の作成や提出、プレゼンテーション等に係る費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出期限以降における「企画提案書」等提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 「企画提案書」等の提出書類の著作権は、企画提案者に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、第三者に開示することができるものとする。なお、提出された書類は一切返却しない。

(5) 「企画提案書」の作成のために大分市より提供された資料は、公表・使用できないものとする。

(6) プレゼンテーション当日の発表順については、「企画提案書」の到着順とする。